

「合理的配慮」を通して、共に生きる社会の実現へ

障がいのある人もない人も、互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することをめざす「障害者差別解消法」が2021(令和3)年に改正され、事業者*による障がいのある人への「合理的配慮」の提供が義務化されました。障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮」の提供などを通じて、共

生社会を実現することをめざしています。だれもが暮らしやすいまちづくりに向け、社会全体の取組として、わたしたち一人ひとりがこの趣旨を理解することが大切です。

※事業者とは、企業・団体・店舗・施設だけでなく、町内会等の地域団体やボランティアグループ等の任意団体も含まれます

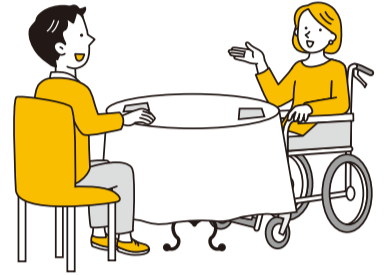
事業者による「合理的配慮」の提供例

① 車椅子利用の方

レストランに入った際、
車椅子でテーブルにつけない



備え付けの椅子を
一部片づけて、
車椅子のまま入れる
スペースを確保



② 視覚障がいのある方

店舗で商品の種類や価格、
詳細情報などがよくわからない



お探しの商品がある
場所まで店員が案内し、
価格など必要な情報を
読み上げる



③ 聴覚障がいのある方

店舗等の問合せ先が電話番号しかない



問合せ用ではないが
他の業務で使っている
ファックス番号や
メールアドレスを案内する

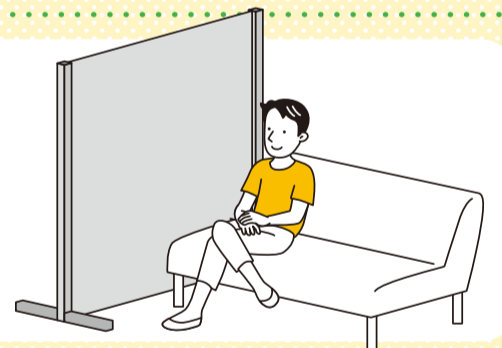


④ 精神障がいのある方

混雑した待合スペースで
周囲の人の視線が気になり
苦しくなってしまう



パーテーションで
区切られたスペースに
案内する



⑤ 発達障がいのある子ども

クラシック演奏会場で大きな声が出てしまう



ロビーにも
中継モニターを用意し、
休憩を取りながら
鑑賞できるようにする



コラム 補助犬の受け入れを見守ろう!

「身体障害者補助犬法」では、公共施設や公共交通機関、またスーパーやレストラン、ホテルなど不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴の受入を義務付けています。しかし、レストランやホテルなどでは、補助犬の同伴を断るといった不適切な対応もいまだに見受けられます。わたしたちも補助犬の同伴を温かく見守りましょう!

